

## 「課税事業者届出書」の取り扱いについて

市発注の建設工事、建設関連業務委託及び物品・役務の調達等の契約締結時に、落札者より提出される「課税事業者届出書」について、落札者の事務負担軽減のため、**令和8年7月1日以降に案内（公告）する入札・見積から「課税事業者届出書」の提出を不要**とします。

※免税事業者については、引き続き「免税事業者届出書」の提出が必要。

**「免税事業者届出書」の提出がない場合は、課税事業者として事務手続きを行うこととします。**

	令和8年6月30日 までの入札・見積案内	令和8年7月1日 以降の入札・見積案内
課税事業者	「課税事業者届出書」 必要	「課税事業者届出書」 <u>不要</u>
免税事業者	「免税事業者届出書」必要	